

様式第1号（第4条関係）

西条市介護保険受領委任払に係る誓約書

年 月 日

西条市長 殿

（届出者）所在地

事業者名称

代表者職氏名 ④

介護保険受領委任払取扱事業所（以下「登録事業所」という。）として登録を受けるに当たり、次の事項を遵守することを誓約します。

（基本的事項）

- 1 福祉用具及び住宅改修（以下「住宅改修等」という。）の提供に関しては、関係法令及び西条市介護保険受領委任払制度実施要綱（以下「関係法令等」という。）を遵守すること。
- 2 住宅改修等に当たっては、西条市、指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等（以下「関係機関等」という。）との連携に努めること。
- 3 住宅改修等を行う居宅要介護等被保険者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、当該居宅要介護等被保険者の心身及び住宅の状況等を踏まえた適切な住宅改修等の提供に努めること。
- 4 正当な理由なく受領委任払による住宅改修等の提供を拒まないこと。
- 5 登録事業所の名称、所在地等について、市が居宅要介護等被保険者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者等に対し情報提供（市のホームページでの掲載等）を行うことに同意すること。

（受給資格の確認）

- 6 住宅改修等を行うに当たっては、居宅要介護等被保険者の提示する介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証によって被保険者資格、住所、要介護認定等の有無及び有効期間並びに給付制限の有無、負担割合等を確認し、受領委任払が可能であるかどうか確認すること。また、当該居宅要介護等被保険者にこれまでの住宅改修等の給付実績を確認すること。なお、超過負担が発生する場合、居宅要介護等被保険者からあらかじめ了解を得ること。

(見積書等の発行)

- 7 住宅改修等を受領委任払にて取り扱う場合、見積書その他福祉用具購入費及び住宅改修費（以下「住宅改修費等」という。）を受けるために必要な書類を居宅要介護等被保険者に発行すること。

(見積書の内容変更)

- 8 住宅改修等に関する見積書の記載内容に変更が生じた場合には、速やかにその変更の内容を居宅要介護等被保険者に通知し、変更後の見積書を居宅要介護等被保険者に発行するとともに、関係機関等に連絡すること。

(住宅改修等の施工及び納入)

- 9 住宅改修等の内容を十分に確認及び説明を行い、安全に配慮した工事及び納入を行うこと。

- 10 受領委任払を利用するに当たって、当該手続に係る費用を居宅要介護等被保険者から徴収しないこと。

(自己負担額の受領等)

- 11 住宅改修等が完了したときは、自己負担額の支払を居宅要介護等被保険者から受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、居宅要介護等被保険者に対して領収書を発行すること。

(保険給付の請求)

- 12 住宅改修等の自己負担額の受領が完了した後、住宅改修費等の保険給付分を市長に請求すること。なお、請求に当たっては、住宅改修費等の保険給付分以外の費用を請求しないこと。

(書類の保管)

- 13 住宅改修等に関する書類を整備し、住宅改修費等の支払を受けた日から2年間保存すること。

(通知)

- 14 住宅改修費等の支給を受領委任払により受けようとする居宅要介護等被保険者が、不正な行為により保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なくその旨を市長に通知すること。

(文書の提出等)

- 15 市長が住宅改修費等の支給に関して必要があると認め、文書等の提出若しくは提示を求め、又は市の職員に質問させ、若しくは照会させる場合には、これに応じること。

- 16 関係法令等又はこの遵守事項に違反し、その是正等について市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。

(登録の取消し等)

- 1 7 この遵守事項に重大な違反をした場合又は不正な手段により受領委任払に係る届出又は住宅改修費等の受領をしようとした場合においては、市長は直ちに西条市介護保険受領委任払制度実施要綱の規定による登録を取り消すものとする。

(苦情処理)

- 1 8 居宅要介護等被保険者から苦情又は相談があった場合は、状況を詳細に把握するための聴き取り等を行い、居宅要介護等被保険者の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行い、誠実、円滑かつ迅速に対応すること。その他登録事業所において処理し得ない内容については、関係機関等との協力により、適切な方法を検討し、対応すること。

(損害賠償)

- 1 9 住宅改修等の施工及び納入に伴い、登録事業所の責めに帰すべき事由により居宅要介護等被保険者の生命、身体、財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、居宅要介護等被保険者に対してその損害を賠償すること。

(秘密保持)

- 2 0 登録事業所の従業員及び従業員であった者は、業務上、直接又は間接に知り得た居宅要介護等被保険者及びその家族に関する個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。住宅改修等の事業を廃止し、若しくは休止し、又は登録を辞退し、若しくは取り消された後も同様とする。

(変更等の届出)

- 2 1 登録事業所の登録内容に変更があったときは、速やかにその旨を西条市介護保険受領委任払登録事業所変更届出書(様式第4号)により市長に届け出ること。
- 2 2 住宅改修等の事業を廃止し、休止し、若しくは再開し、又は登録を辞退するときは、速やかにその旨を西条市介護保険受領委任払登録事業所廃止等届出書(様式第5号)により市長に届け出ること。